ト　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

チ　使用権資産（リースの対象となる資産がリ及びヌに掲げるものである場合に限る。）

リ・ヌ　［略］

五　［略］

4　［略］

（負債の部の区分）

第七十五条　［略］

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

［イ～ト　略］

チ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

［リ・ヌ　略］

二　次に掲げる負債　固定負債

［イ～ヘ　略］

ト　リース負債のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

［チ・リ　略］

（注記表の区分）

第九十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～十　略］

十一　リースに関する注記

［十二～十九　略］

2　次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

［一～三　略］

四　連結注記表　前項第八号、第十号、第十四号、第十五号及び第十八号に掲げる項目

五　［略］

（リースに関する注記）

第百八条　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十条第四項に規定する株式会社以外の株式会社は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項

イ　会計方針に関する情報

ロ　リース特有の取引に関する情報

ハ　当該事業年度（連結計算書類にあっては、当該連結会計年度。次号ロにおいて同じ。）及び翌事業年度（連結計算書類にあっては、翌連結会計年度。同号ロにおいて同じ。）以降のリースの金額を理解するための情報

二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する会社をいう。）である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報

ロ　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

ト　所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

［号の細分を加える。］

チ・リ　［同上］

五　［同上］

4　［同上］

（負債の部の区分）

第七十五条　［同上］

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

［イ～ト　同上］

チ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

［リ・ヌ　同上］

二　次に掲げる負債　固定負債

［イ～ヘ　同上］

ト　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

［チ・リ　同上］

（注記表の区分）

第九十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～十　同上］

十一　リースにより使用する固定資産に関する注記

［十二～十九　同上］

2　次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

［一～三　同上］

四　連結注記表　前項第八号、第十号、第十一号、第十四号、第十五号及び第十八号に掲げる項目

五　［同上］

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第百八条　リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該事業年度の末日における取得原価相当額

二　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

三　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

四　前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項